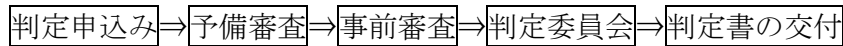


建築物耐震判定の申込ご案内 (H28年2月)

(一社) 兵庫県建築士事務所協会
TEL 078-351-6779
FAX 078-371-7913
Mail taishin@hyogo-aaf.org

1. お申込み後の手順は下記のとおりになります。



2. 建築物耐震判定の予備審査にお申し込みください。

- ① 予備審査を受けるにはまず事務局へ**1**【予備審査申込書】を請求するかホームページ（下記より）ダウンロードし所定事項を記載し fax または email にて申し込んでください。
- ② 予備審査申込書を送付いただくと下記の書類**2**・**3**を送付しますので所定事項を記載したものを事務局へ送付してください。送付の方法はデータの送付の都合で e-mail に限定させていただきます。
2【建築物耐震判定説明資料の作成要領書とチェックリスト】
にページ数を記載したもの
3学事課指定の概要書
- ③ 書類審査の上予備審査引受承諾書を送付します。
- ④ 予備審査に必要な図書は判定申込書・判定説明書(正本・副本)各1部
・正本の電子データ(CD-ROM)1枚 提出図書チェックシート1枚です。
- ⑤ 予備審査で提出書類などに不備があれば、連絡しますので対応願います。
対応の方法は事務局より指定します。(郵送又は宅急便・事務局へ持参とします。)

3. 事前審査

- ① 事前審査は事前審査担当委員と質疑応答で図書の整合性を計り、書類上不備・不整合箇所等が無くなればヒアリングを実施します。
- ② 申請者へヒアリングの日時、会場等を連絡します。
- ③ ヒアリングにおいて書類上不備・不整合箇所等が無いと判断した場合、事前審査検討委員会提出用の議事録を挿入した要約版作成の事前送付を連絡しますので、所定事項に従い対応願います。
- ④ 指定書類・設計図書が全て整合しますと事前審査引受書を通知しますので、判定手数料を指定口座に納付してください。
※第1回ヒアリングにおいて課題が残れば再ヒアリングとなりますが、ヒアリングは2回までとし、再度予備審査に移行となります。
この場合手数料は返却しません。
- ⑤ 納付確認出来ると事前審査検討委員会に移行します。
- ⑥ 事前審査検討委員会において判定委員会へ報告可能と判断した場合、事前審査を終了し判定委員会提出用の要約版作成の事前送付を連絡しますので、所定事項に従い対応願います。

4. 判定委員会

判定委員会には要約版でもって審査担当委員長が報告し判定審議します。

- ① 判定委員会において指摘事項がない場合は委員会議事録を完成させます。そして判定書の発行になり、申込者にその旨を連絡します。
- ② 判定委員会において指摘事項があった場合は申込者に連絡しますので、速やかに対応ねがいます。対応の方法については事務局より指定します。申込者からの報告など、指摘対応、処置の完了を確認し、結果を議事録に追記して委員会議事録を完成させ、審査を完成させます。そして判定書の発行となり、申込者にその旨を連絡します。

5. 判定書の交付

- ・判定書の引渡しを連絡いたしますので、印鑑を持参の上、受け取りにお来し下さい。

6. 判定手数料について

原則、事前審査引受書発行後所定の判定手数料を納付し下さい。

(判定手数料)

(単位：円、消費別)

S：延べ床面積 (㎡)	診断+改修	診断のみ	改修のみ
$S \leq 2,000$	300,000	150,000	150,000
$2,000 < S \leq 5,000$	500,000	250,000	300,000
$5,000 < S \leq 15,000$	600,000	300,000	350,000
$15,000 < S \leq 40,000$	700,000	350,000	400,000
$40,000 < S$	800,000	400,000	450,000

振込先：三井住友銀行 兵庫県庁出張所

口座：普通

口座番号：3251105

口座名義人：一般社団法人兵庫県建築士事務所協会